

2020年度助成分

■講演会等の名称

法曹倫理国際シンポジウム東京2021 International Legal Ethics Symposium in Tokyo 2021 (ILEST2021)

研究代表者：

田村陽子 (筑波大学法科大学院・教授)

主催団体名/代表者名：

弁護士および弁護士会の職業倫理的当為の研究会／森際康友

主な講演者名：

Paul B. Miller (Notre Dame Law School・Professor of Law)

Andrew Gold (Brooklyn Law School・Professor of Law)

会場名：

Zoom オンライン上 (事務局は、筑波大学東京キャンパス502教室参集)

実施期間：2020年6月1日～2021年4月30日

【研究の概要】

ILEST2021は、テーマを「基本権と法曹 - 司法府の公共的役割」と銘打ち、午前の第1部は、「依頼者弁護士間の通信秘密保護」の正義論的正当化について扱い、大武和夫元東京大学教授・弁護士が司会を務め、荒中日本弁護士連合会会長の辞で開会し、森際康友国際法曹倫理学会理事長・明治大学特任教授（当時）が基調報告にて、弁護士は基本的人権を擁護するとともに、社会的正義を実現する使命があること（弁護士法1条）から、司法制度の公共的機能に遡り、原理的な考察を行う必要があることを述べた。その課題を受けて、ノートルダム大学のミラー教授およびブルックリン大学のゴールド教授が、「ガバナンスの信認論的考察」と称して、日本では良く知られていない「信認関係 (fiduciary relationship)」論の観点から公私の統治について招待講演を行った。アメリカ・カナダでは、信認論が依頼者の権利を優先し、国民の信託に応える存在として弁護士を捉える視座とそこから導かれる専門職倫理的当為をご紹介された。これを受けて、成蹊大学の安部圭介教授が、カナダの判例を取り上げ、公法理論の根本に遡った議論がいかにより弁護士倫理の考察に応用できるかを教示した。その後、北海道大学の佐々木雅寿教授が特定質問を行い、全体でシンポジウムをし、司会が第一部の議論状況を整理した。午後の第2部は「秘密保護の憲法論的正当化」の理論と実務をテーマに、日本の弁護士の役割に関する具体的な政策課題につき、片山達弁護士が比較法的見地から問題点を指摘・検討し、申請者（田村）は、「公的信託と基本権」の関係につき理論的考察を行った。佐成実弁護士および浜辺陽一郎弁護士がその後特定質問し、一橋大学の葛野尋之教授が「刑事手続における通信秘密保護」につきベンサムの歴史的課題を解き、山本晋平教授が実務的見地から特定質問を行った。早稲田大学の長谷部恭男教授が「憲法論的議論についてのCaveat」を論じ、今後の議論の視点および課題的示唆を与えた。当日の寄稿論文及び当日の議論の反訳を参加者および関係者に送り、成果を広く共有した。